

## 社会福祉法人やすらぎ会行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年2月1日～令和5年1月31日までの 3年間
2. 内容

目標1：配偶者出産休暇制度を拡充する。 (出産後1週間以内に2日まで→出産後2週間以内に3日まで)
--

### 〈対策〉

- 令和2年 2月～ 職員のニーズ把握、検討開始。
- 令和2年 4月～ 制度について、職員へ周知。